

特別記事

徐運在君學位請求論文審査報告

一 本論文の概要

徐運在君（現在、韓国法務部矯正本部）が博士学位請求論文として提出した『刑事施設における受刑者処遇の現状と今後の課題に関する研究―韓日の比較を中心として―』は、刑事施設（韓国では刑務所を「矯正所」というが、本報告では日本と合わせて「刑事施設」という。）における矯正処遇と施設運営を巡る主要な問題について、韓国と日本の比較法的見地から検討したものである。

韓国の矯正制度は、戦前戦後を通じ歴史的に日本の制度と密接な関連をもつて発展してきたことから、制度の中には共通の起源を有するものや類似したものがあ、真の意味での比較考察が可能であると同時に、それが制度改善のうえで具体的に意味をもちうるものが少なくない。

もかかわらず、筆者が指摘する通り、これまで韓国と日本の矯正制度を比較法的見地から考察した本格的な研究はなく、近年の日韓の矯正機関の交流においても表面的な制度の紹介が行われているに過ぎない。そこで、本論文は、両国の矯正に関する法制度や実務の状況を詳しく分析することで、日韓双方の制度の発展に向けた政策提言を行うものである。

筆者の徐運在君は韓国法務省矯正本部（日本の法務省矯正局に当たる）に所属する現職の刑務官であり、本論文では、筆者の長い勤務経験の中で培われた実務家としての視点から、留学時代に日本の刑事施設で行った調査実績を踏まえて、日韓両国の矯正における課題を明らかにしたうえで、実務的な改善策を提言している。具体的には、法改正後に導入された新たな分類処遇（集団処遇）と矯正処遇、刑事施設における矯正医療、性犯罪者の再犯防止処遇、外国人受刑者の国際受刑者移送、民営及びPFI刑務所の運営、矯正組織と人的構成といった、日本と韓国の矯正が抱える主要な問題を取り上げ、両国の状況を比較しながら、制度の改善や問題解決を模索する。

二 本論文の構成

本論文は、徐運在君が慶應義塾大学院法学研究科後期博士課程に在籍している間に法学政治学論究に発表した四本の論文（「刑事施設内の矯正医療の現状と展望―韓日矯正医療を中心に」法学政治学論究九三号（二〇一二）一〇一頁以下、「民営刑務所の現状と課題―韓国のソマン（所望）刑務所を中心に」法学政治学論究九五号（二〇一二）一六三頁以下、「刑事施設における性犯罪者処遇の現状と課題―韓日の再犯防止教育を中心に」法学政治学論究九七号（二〇一三）二〇五頁以下、「韓日における国際受刑者移送制度の現状と課題」法学政治学論究九八号（二〇一三）一頁以下）を加筆修正した上に、大学院在籍中及び帰国後に執筆した論文二本を加え、まとめたものである。その分量は A4 判二四二頁、文字数にして三〇万字を超える大部なものである。

論文の構成は、以下の通りである。

序 章

- 第 1 節 研究の背景および意義
- 第 2 節 研究の目的および方法
- 第 3 節 先行研究の考察と用語の定義

第 4 節 本稿の構成

- 第 1 章 新法下における新しい処遇制度の取り組み
 - 第 1 節 はじめに
 - 第 2 節 分類処遇制度の概観
 - 第 3 節 新たな処遇制度の導入背景および過程
 - 第 4 節 韓国の受刑者処遇の現状
 - 第 5 節 日本の新法下の受刑者処遇の現状
 - 第 6 節 今後の課題
 - 第 7 節 本章のまとめ
- 第 2 章 被収容者に対する矯正医療の進むべき方向
 - 第 1 節 はじめに
 - 第 2 節 矯正医療の概念と特徴
 - 第 3 節 韓日の矯正医療の現状
 - 第 4 節 今後の矯正医療の方向
 - 第 5 節 本章のまとめ
- 第 3 章 性犯罪者の再犯防止のための方策
 - 第 1 節 はじめに
 - 第 2 節 性犯罪の概念と厳罰化の過程
 - 第 3 節 韓日の性犯罪の状況
 - 第 4 節 韓国の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状
 - 第 5 節 日本の性犯罪収容者の再犯防止教育の現状
 - 第 6 節 今後の課題
 - 第 7 節 本章のまとめ

第4章 外国人受刑者の社会復帰促進のための移送制度の活性化

第1節

はじめに

第2節

国際受刑者移送制度の概要

第3節

CE条約および韓日受刑者移送制度の導入過程

第4節

韓日の国際受刑者移送制度の現状

第5節

今後の課題

第6節

本章のまとめ

第5章 ソフト・ランディングに向けた民営・PFI刑務所の運営

第1節

はじめに

第2節

民営刑務所の分類

第3節

韓国における民営刑務所の現状

第4節

日本におけるPFI刑務所の現状

第5節

今後の課題

第6節

本章のまとめ

第6章 充実した受刑者処遇に向けた矯正組織の見直し

第1節

はじめに

第2節

近年の矯正の現状

第3節

韓日における矯正組織の構成

第4節

今後の歩むべき方向

第5節

本章のまとめ

終章 望ましい受刑者処遇の具体化、そして歩むべき方向

三 本論文の内容

本論文の意義や目的を明らかにした序章に続く第1章「新法下における新しい処遇制度の取り組み」では、刑事施設における分類処遇とそれに基づく矯正処遇について、日韓両国における歴史的展開と法改正に至る背景について素描したうえで、共に全面改正された矯正法規に基づく新たな矯正処遇制度の特徴と運用状況を分析し、日韓両国が抱える課題と解決策を明らかにしている。分類処遇制度は、刑事施設における様々な処遇の根幹を為し、その仕組みや構造の在り方は矯正処遇の成否を左右する。韓国では二〇〇七年に全面改正された刑の執行及び収容者の処遇に関する法律により、累進処遇を廃止し、従来の分類処遇に代わって、アメリカ式の警備等級制と日本式の処遇を組み合わせた警備等級制を導入し、受刑者の属性に応じた基本収容級に加え、受刑者の犯罪傾向と矯正成績により警備処遇級を定め、収容施設の警備等級と処遇水準を定めることとしている。一方、日本は、監獄法を廃止して制定した刑事収容施設法により、同じく累進処遇を廃止し、受刑者の属性と犯罪傾向により指定した処遇指標ごとに受刑者を集団に編成して処遇を行う集団処遇を導入し、処遇調査の結果に基

づいて改善指導と教科指導を行っている。筆者は、受刑者の特性や問題性に応じた個別処遇を行う両国の新たな分類(集団) 処遇の理念を評価しながらも、F(外国人) や A/B 指標(犯罪傾向の進度) など分類や指標が効果的な処遇を行うにはやや粗雑であること、韓国では性犯罪者を除くと受刑者の問題性に応じた個別処遇が未開発であり、警備等級に応じた処遇がないこと、両国とも閉鎖施設に収容する受刑者の割合が圧倒的に高く、開放度の高い施設や処遇該当者が少な過ぎること、日本の優遇措置制度が累進処遇と同じ施設管理的な制度や運用となっていないことなど、その制度や運用が理念に合致していないことを批判する。そのうえで、日本では制限の緩和と優遇措置を一本化して社会適応や能力向上と結びつけたものとし、韓国では警備等級に応じた処遇を設けたうえで各警備等級に受刑者を適正配分するなど、受刑者の処遇成績や改善度に応じて閉鎖的処遇から開放的処遇へと段階的に収容や処遇区分を変えていく仕組み導入すべきことを主張し、その前提として、両国共に開放的施設や区画を拡大・整備し、等級に応じた処遇を開発する必要があるとする。

第2章「被収容者に対する矯正医療の進むべき方向」では、矯正医療を巡る日韓両国の現状と課題を紹介し、矯正

医療水準の引き上げのための具体策を提言する。比較的重い疾患のある受刑者や高齢受刑者の増加に伴い矯正医療水準の向上が両国における喫緊の課題となっているが、最も深刻な問題が矯正医官の不足である。日本では、従来より矯正医官の夜間休日の兼業や外部研修を容認するなどして医師の確保と医療技術の維持に努めているが医師不足は依然解消されておらず、二〇一五年には矯正医官の平日昼間や報酬を伴う兼業を認める法律が成立しているが、韓国では矯正医官の兼業も禁止されているため、これを認める法整備を行うとともに、研修制度の拡大や矯正医官修学生制度を設けることを提案する。日本の PFI 刑務所等で行われている矯正医療の民間委託を韓国でも検討すべきとするが、反面、韓国においては、刑務所と一般病院の医療機器を繋ぎ、外部の医師が画像を通じて受刑者の診療を行う遠隔画像診療システムが二〇〇五年から導入され、一般医療の迅速・的確な提供や施設側の負担軽減に繋がっていることから、日本での導入を説く。また、受刑者への健康保険の適用や矯正医療の厚労省等への移管について、日本では、保険理論にそぐわないだけでなく、一般被保険者の理解も得にくく、受刑者による自己負担分の支払が困難であるなどの問題が指摘され、実現困難な施策として議論が進んで

いないが、韓国では法務省から保険者（公団）への預託金制度を設けて部分的に受刑者に健康保険の適用を認めるに至ったことから、受刑者に対する医療水準の向上のためにも、受刑者への健康保険の適用を認めるべきとする。

第3章「性犯罪者の再犯防止のための方策」では、刑事施設や韓国の保安処分施設で行われている性犯罪再犯防止プログラムの改善策を検討する。著者は、日本の刑事施設で行われている性犯罪再犯防止プログラムを評価しながらも、プログラム対象者の適正な選択が行われていないことや専門職員及び施設が不足していることを指摘し、状況の改善を求める。これに対し、韓国では、性犯罪者に対する受護命令や性暴力治療命令を裁判所が刑罰に併科する制度を導入し、刑事施設における一般の性犯罪者矯正プログラムに加え、五箇所の刑務所に設置された性犯罪者矯正心理治療センターにおいて認知行動療法を中心とした処遇を行う一方、韓国には保安処分制度があり、性的倒錯者を保安処分たる治療監護処分の対象に含め、保安処分施設たる治療監護所において薬物治療を行っている。日本ではこうした性衝動を抑制する薬物治療に対しては否定的な見解が一般であるが、著者は日本でも薬物治療と心理療法を併用する方法を検討すべきことを主張する。

第4章「外国人受刑者の社会復帰促進のための移送制度の活性化」では、外国人受刑者の改善更生と社会復帰及び自国民保護という国際受刑者移送の目的を最大限達成することが最優先事項であるという立場から、日韓両国の国際受刑者移送の運用は消極的であるとし、韓国では問題性の高い韓国人受刑者の受入移送に政府が同意しない場合や被害者の意見を尊重して外国人受刑者の送出国を認めない場合など国家の刑罰行使権を根拠に過剰な裁量権の行使とも取れる運用があり、移送不適の対象の類型を事前に相手国に提示するなど、裁量権の適正な行使に努める必要があること、刑の執行継続方式を採る以上、善時制による刑の執行期間の短縮を移送後にも認めるなど、受刑者が移送前より不利な状況に置かれたりしないようすべきこと、迅速且つ適切な移送事務の遂行のため矯正職員を他国の大使館に駐在官として置くこと、受入移送に関して裁判所の審査制を採らない韓国では、審査の公正性や客観性を担保するため外部委員を入れた委員会を組織して審査に当たらせるべきこと、多くの国との二国間条約を更に締結することを主張する。後半では、国際受刑者移送条約や国内法上の法的問題について検討を加える。特に、どの条約や国内法も受刑者の同意を要件としていることを問題視し、受刑者個

人の「私益」よりも外国人受刑者の移送による改善更生や社会復帰を優先すべきとして、近年の EU に見られるように同意要件を廃止すべきことや、一四歳以上という日本の年齢制限や六か月や一年といった条約の残刑期要件を撤廃し、短期刑受刑者を含め国際受刑者移送の対象を拡大する必要があることを説く。

第5章「ソフト・ランディングに向けた民営・PFI刑務所の運営」では、日韓両国における民営ないし官民協働刑務所の運営における課題を検討する。過剰収容とそれに伴う予算増大と職員不足を解消し、矯正処遇の多様化を図るといった目的から、両国において刑務所の一部民営化が実現しているが、韓国では、キリスト教系の宗教団体が非営利目的で民営刑務所を設置・運営するのに対し、日本では民間警備会社等が設立した営利企業が国と協働で刑事施設を運営するPFI方式を採るとい違いから来る固有の問題がある。韓国では、受刑者の選定手続や職員の採用において特定宗教への偏重があるとの批判があることから、宗教刑務所であることを正面から認めたくえで、特定宗教への偏向を是正する方がよいこと、公務員監督官の常駐が民営刑務所の自律性や効率性を低下させないよう監督を随時とすること、政府の補助金が必要経費の九〇%しか出ない

ことから、予算不足が深刻であり、作業収益を自己資金化できるようにすべきことを説く。これに対し、日本では、韓国とは異なり受刑者の申出や希望に拠らずPFI刑務所の入所者を決めていることから、改善更生意欲を高めるうえで、受刑者の意思を斟酌すべきこと、民と官で業務や指揮系統が異なるため、新たな業務や緊急の問題への対応が迅速にできず、民間の業務総括責任者に業務の調整や決定権限を付与する必要があること、民間運営企業と収容率が一〇〇%とした場合の試算に基づく包括支払契約となっているため、収容率が低い現在、国が無駄な費用を払うことと主張する。韓国に共通の課題としては、重大犯は収容するものの、問題性の低い受刑者だけを選定する傾向が韓国の民営刑務所にあると言われ、日本のPFI刑務所も初入者で且つ犯罪傾向が進んでいな者だけを対象としていることから、収容率を高め、改善更生を意味のあるものにするためにも、韓国のように重大犯罪者も対象にするとともに、両国とも、長期受刑者や累入者も対象に含めるべきであるとする。職員の離職率が高いことも両国に共通した問題であり、研修の強化や昇給を通じ職員の職務遂行能力の向上を図るべきであるとする。

第6章「充実した受刑者処遇に向けた矯正組織の見直し」では、矯正処遇の前提となる矯正組織の構造と矯正職員育成についての検討を行う。韓国では、二〇〇七年に矯正行政を所管する法務省の矯正局を矯正本部に拡大再編したが、矯正には一般行政とは異なる専門性が求められることから、独自の業務執行体制と人事管理を取るために、日韓両国において矯正組織を法務省の内局からは独立した外局とすべきことを提案する。刑事施設自体も、矯正処遇の科学化、個別化、社会化を図るため、定員五〇〇人以下の小規模施設に転換するとともに、韓国では、日本の医療刑務所やI指標（長期受刑者）施設のような特別の機能をもった専門刑務所を設置することを主張する。人事面でも、韓国では自動昇進制度の影響から下位職の矯正職員が極端に少なく、そのやや上位の階級の職員が多いという歪な職員構成となっていることから、各階級の業務内容を調整していく改革が必要であり、日本は下位職の矯正職員の割合が圧倒的に多いというピラミッド構造となっていることから、士気の向上と業務の効率化のため、中間職までの昇進の活性化が必要であるとされる。また、停滞している下位職の職員の異動を活発化させ、上位職はある程度の成果が期待できる最低限の期間勤務できる仕組みが必要であるとす

る。最後は日韓両国でもタブーともいうべき組織統合の提案であり、矯正局（本部）と保護局の分離が業務や情報の断絶、セクト主義を生む原因となっていることから、受刑者の効果的な再犯防止と社会復帰のため、両組織を統合すべきことを主張する。

終章では、本論文の要約を行い、徐運在君の政策提言をまとめている。

四 本論文の評価

以上のように、本論文は、日韓両国が抱える矯正の問題を韓国での実務経験と日本での調査結果を踏まえて考察を加えたものである。

その最大の特徴は日本と韓国の比較法にある。韓国では、二〇世紀初頭からの植民地支配を通じて日本の矯正制度が導入され、第二次世界大戦後は独自の発展を遂げてきているが、その土台部分には共通性や類似点が見られ、制度比較が容易であるばかりか、それが相互の制度改革に資するという真の意味での比較法が可能である。韓国法の研究はまだ歴史が浅く、近年ようやくその意義が認められるようになってきているものの、刑事法の分野に限れば、日本の学会において韓国法の研究に従事している者はまだ殆どい

ない状況にある。実務レベルの交流も近年活発にはなってきたているが、調査も現地施設の訪問による見聞に基づくものであり、学術資料を詳細に検討したものは皆無である。韓国の矯正に関する知識と経験を持ち合わせた筆者が日本での調査を基に両国の矯正について比較検討を行った本論文は、日韓両国の矯正に関する初の本格的比較法研究であり、その意味で画期的なものと言えよう。

また、本論文では徹底した教育刑あるいは社会復帰理念に基づいた主張が展開されている。アメリカでは、一九七〇年代に従来の社会復帰理念に対する懐疑論が高まり、社会復帰の名の下に行われている受刑者処遇が却って不公平且つ不正義な法執行となっているという公正モデルの批判が主流となり、世界中に社会復帰悲観論の旋風を巻き起こし、その影響は未だに残っている。しかし、筆者は矯正の目標が受刑者の改善更生と社会復帰にあることは世界共通の不变の真理であり、未来永劫に亘って変わることがないとしたうえで、特に日韓両国における矯正法規の全面改正以後は、被收容者の人権保障、個別処遇の原則、治療的処遇という三つの中心思想に基づいて受刑者に対する処遇の実実が図られていることを高く評価し、さらなる制度や実務の発展に向けた提言を行っている。こうした筆者の姿勢

は、本論文全体を通して些かもぶれることなく、一貫して貫かれており、このことが多岐に亘る論点がありながら、明確で安定した政策提言に繋がっていることは高く評価し得る。但し、その一方で、筆者の頑ななまでの姿勢が各論点を考察する視点を却って狭めている感がないでもない。このことは、本論文の課題のところでも触れることとする。

さらに、本論文では実務家としての経験と視点に裏打ちされた議論が随所で展開されており、これも本論文の大きな特色の一つと言えよう。筆者は、韓国法務省の矯正本部に勤務する矯正職員であり、その長い実務経験で培われた知識とバランス感覚を生かしつつ、日本においても、一八箇所の刑事施設を二五回に亘って訪問調査し、公式・非公式に日本の矯正職員と面接することで、文献調査だけでは得られない情報を十二分に収集したうえで、実務家の視点から矯正を巡る様々な問題について地に足の着いた議論を展開している。その特色が最もよく表れているのが矯正組織と人事の在り方について論じた第6章であろう。官庁の組織の再編という問題は、学術論文だけを読んで研究を行っている研究者には容易に扱えない問題であり、たとえ扱ったとしても机上の空論や理想論になりがちである。筆者が法務省矯正局を外局とすべきと主張するその発想の背

景には、韓国が二〇〇七年に行った法務省組織の再編があることは間違いない。しかし、その改革をさらに進めて、矯正本部（矯正局）を法務省の外局とすることで政策決定やそのための予算と人事管理の弾力性を高めることができるとする筆者の主張は実務家ならではの発想と着眼点であるろう。

次に、本論文の個別の論点についての評価を行う。

第1章では、分類処遇（日本では集団処遇）や優遇措置をはじめとする矯正処遇全体の構造について最も多くのページを割いて検討を行っている。近年、日韓両国においても矯正処遇の効果測定が行われるようになったこともあり、性犯罪者や薬物依存者といった犯罪者類型ごとの処遇プログラムの内容が検討されている。しかし、個々のプログラムの在り方だけではなく、それらのプログラムを矯正処遇全体の中でどのように位置付けるかということが非常に重要であるにもかかわらず、そうした体系的考察は、学界や実務界を問わず、殆ど行われていない。その中にあって、時代錯誤的な累進処遇に代わって導入された日本の優遇措置が受刑者の改善更生や再犯防止の理念に適うものとなっていないとの筆者の主張は正鵠を射たものであるし、優遇措置と制限の緩和を統合して処遇の内容や開放度と連

携させるべきとの見解は慧眼と言えよう。

第2章の矯正医療において提案されている日本での遠隔画像診断システムの導入は、IT先進国たる韓国の実務家ならではの発想であろうが、日本でも導入に値するものであるし、同時に筆者が提案する矯正医官の兼業拡大の容認は、本論文執筆後の日本において立法が実現していることから、筆者の先見の明を示すものといえよう。

第4章では、国際受刑者移送制度の送移出移や受入移送を容認しないことがある韓国政府の対応を批判的に考察し、後半ではEUを例にとりながら国際受刑者移送における同意要件についても疑問を呈する。これらの根底には、刑罰とは何か、刑事責任の追及と犯罪者の社会復帰との均衡をどう図るべきかという刑事司法の理念に関わる問題が横たわっており、実務的な視点からの考察ではあるが、筆者がこの問題に切り込もうとする姿勢は大いに評価し得る。

刑務所の民営化に関する第5章では、本論文の比較法的性格が最もよく表れている。同じ民営化の道を辿りつつ、韓国は宗教団体が非営利目的で刑事施設を単価方式で全面的に運営するのに対し、日本では民間企業が営利を目的として（勿論、CSRという側面がないわけではない）官民協働で刑務所運営を行い、民間企業への支払は包括支払契

約によるという、きれいな対比構図となっている。対象受刑者も、韓国が再入者や重大犯も多く収容している点で異なる。日本で宗教団体が刑事施設の運用に当たることは不可能であるとしても、将来、両国における処遇の成否やコスト削減の効果にどう違いが出るかを調査することは刑事施設の民営化の在り方を考えるうえで貴重な資料を提供してくれるものと思われる。

第 6 章は、矯正医療に関する第 2 章と並んで、筆者の実務家としての論調が最も色濃く出ている章である。矯正組織の在り方やその改変は、かなりセンシティブな問題に属し、実務家の間ではタブーでさえある。しかし、筆者は、敢えてこの問題に踏み込み、矯正局の外局化のほか、矯正局と保護局の統合を提案する姿勢には、受刑者の再犯防止や社会の安全確保が至上命題であるのだという揺るぎない信念が感じられ、好感がもてる。

最後に、筆者の高い日本語能力も指摘しておかなければならない。本論文では極めて質の高い日本語が駆使されており、幾ら韓国語が言語学的に日本語との近似性が高いとはいえ、外国人がこうした語学レベルに到達できたことは驚きである。

以上のように本論文では実務に即した堅実な論旨が格調

高い表現で展開されているが、一方、課題ともいえるべきものが無いわけではない。

まず、筆者は徹底した教育刑論ないし社会復帰処遇論の立場に立つが、矯正処遇も自由刑の一部であり、その執行過程で行われるものである以上、応報（行為責任に応じた刑罰の付加）や一般予防という刑罰の機能も無視することができないにもかかわらず、そうした多角的視点からの評価が十分に行われていないところが散見される。例えば、国際受刑者移送について、筆者は、外国人受刑者の社会復帰の観点から国家の事情で送移出送や受入移送に同意しないのは適当でないとする。しかし、特に送移出送の場合、刑罰執行権を有する国家が国内の法秩序の維持という観点から国内での刑罰執行を相当とすることはあり得るし、送移出送によって却って受刑者の社会復帰が阻害される可能性が高い場合（執行国の刑務所の処遇体制が整備されていない場合など）に移送に国家が同意しないことはむしろ受刑者の社会復帰という国際受刑者移送本来の目的に合致するものである。これも全て受刑者処遇に掛ける筆者の直向きな情熱故のことであろうが、結果として刑罰や処遇についての多面的・多角的考察が後退しているところが見られるのは残念と言えは残念である。

また、制度の内容に関する記述が長いわりに、制度を裏付ける理論や提案する政策の具体的検討にやや淡泊なところが見られる。例えば、性犯罪者の処遇において、筆者は日本でも薬物治療の導入を提案する。しかし、日本と異なり、韓国には保安処分制度があり、近年は性犯罪者の薬物治療や電子監視を保安処分として実施している。そうした国の制度を、保安処分をもたない我が国に対し、効果があから導入せよと単に主張するだけでなく、処遇の義務化や限界についての理論的検討がなされてしかるべきである。矯正医療への健康保険の適用についても、日本で長年燻ってきた問題であり、魅力的な提案であるが、韓国の預託金制度が実際どのように矯正の予算削減に繋がるのかが十分に示されてはおらず、政策的な提言にはまだ説得材料が必要である。

このように本論文には幾つかの課題があるとしても、日韓刑事比較法の先駆的研究としての学問的価値は些かも揺らぐものではない。本論文が韓国の矯正に関する詳細な情報を我が国にもたらし、日本の制度の在り方を考えるうえでの貴重な参考資料となったことは高く評価することができる。さらにいえば、徐運在君が、今後、日韓両国の矯正実務や研究の交流において欠くべからざる架け橋的存在に

なっていくことが大いに期待される。よって、われわれ審査員一同は、本論文が日韓刑事法の優れた比較法研究であり、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに相応しいものであると評価する次第である。

平成二八年二月二六日

主査 慶應義塾大学法学部教授 太田 達也
法 学 研 究 科 委 員

副査 慶應義塾大学法学部教授 亀井源太郎
法 学 研 究 科 委 員 ・ 博 士
（法学）（東京都立大学）

副査 慶應義塾大学法学部教授 フィリップ・オステン
法 学 研 究 科 委 員 ・ 法 学 博 士
Philippe Vanhoye (ベルリン・フンボルト大学)